

平成22年度第2回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成22年12月10日（金）午後1時30分から午後2時40分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、太田委員、鈴木委員、田代委員、萩内委員、長谷川委員、藤田委員

(2) 事務局

中村総務課長、小松原係長、野村

3 議事

(1) 個人情報取扱事務開始等届出簿について

会 長

新規の審議案件が2件、報告案件が3件です。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
建築住宅課

（「わが家の専門家診断」促進事業について説明）

会 長

県の事業のために、県が全市町に対して個人情報提供の依頼をした例は、過去にあったのですか。

事務局

過去にもありましたし、最近も、県からの個人情報提供依頼について、何件かの相談を受けています。

会 長

事業の開始日は、12月11日なのですね。

事務局

はい。県の依頼では、11月30日が情報の提出期限だったのですが、審議会の意見を聴いた後に判断する必要があると考え、12月11日を開始日としています。

A 委員

耐震診断をすでに実施済みの人を、どのように把握するのですか。

建築住宅課

これまでの「わが家の専門家診断」の申込者については、市でリストを保管していますので、今回の抽出者から実施済者を除く作業をします。

B 委 員	県が送付するダイレクトメールの内容は、どのようなものなのですか。
建 築 住 宅 課	「昭和56年以前に建築された家屋については、耐震性が劣っていますので、市で実施している耐震診断を受けてみませんか。」といった内容のものです。
B 委 員	市町は、これまでも周知を行ってきましたよね。なぜ、県がまた行う必要があるのですか。
建 築 住 宅 課	「TOUKAI-0」の事業がなかなか進まないため、該当する家屋の所有者一人一人に直接、ダイレクトメールを送付して、周知をする必要があるという県の考えです。
A 委 員	現在の、市内の家屋の耐震化率は、どの程度ですか。
建 築 住 宅 課	昭和56年以前の家屋については、建て替えるケースが多いのですが、これらを含めて、耐震化率は、75パーセント程度です。 今回、65歳以上の人を対象に実施しますが、65歳以上の人でも子どもと同居している世帯については、家屋を建て替えることが考えられます。しかし、高齢者のみの世帯については、建て替えるケースは多くありませんので、補助金を出して耐震化を進める必要があります。
C 委 員	賃貸住宅については、ダイレクトメールを家主に送付するのですか。
建 築 住 宅 課	今回、木造の一戸建住宅が対象となります。共同住宅等の軽量鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物については、簡単に耐震診断をすることができないので、「わが家の専門家診断」の対象とされていません。これに対して、木造の一戸建住宅は、比較的簡単に耐震診断ができますし、昭和56年以前の建物には木造の一戸建住宅が多いので耐震化を進めようとするものです。
会 長	県は、他機関からの取得については、条例上問題ないということです。また、建築住宅課が他部署から収集することについて、従来から実施してきた事業においても収集をしているということです。ですので、お認めして問題ないかと思いますがよろしいでしょうか。それでは、審議会として承認いたします。

事務局 市民安全課	(島田市地域公共交通総合連携計画策定に係る市民アンケート調査事務について説明)
B 委員	アンケート用紙の回収は、すでに終了しているのですね。分析は、終わっているのですか。
市民安全課	10月20日にアンケートの回収を終了し、分析も終了していません。
B 委員	アンケート結果の公表は、いつ行うのですか。
市民安全課	1月にパブリックコメントとして、結果も含めて公表する予定です。
A 委員	島田市地域公共交通活性化再生協議会は、いつ設置されたのですか。
市民安全課	当協議会につきましては、平成22年3月に設置されました。
A 委員	協議会の委員は、どのような方々ですか。
市民安全課	委員として、まず、市・県・国の職員、県公安委員会、静鉄ジャストライン、大井川鉄道、タクシー事業者が入っています。それから、利用者代表として自治会長連合会会長、老人クラブ連合会会長に参加していただいております。
会長	これまでもアンケート事業がありましたが、以前、収集した個人情報の取扱いについて、通知に説明文を記載したらどうかという意見が出ました。このことについて、その後、どのようにされていますか。
事務局	その後の事業においては、収集したこと及び目的についての説明を通知の中に記載するようにしています。また、今回の事業については、施行規則に定められている通知自体を、アンケートの通知の中に記載するようにしました。
会長	それでは、アンケートのあて先情報の収集については、審議会の意見の類型11資料等の送付に該当するということで良いかと思えます。ありがとうございます。

事務局 児童課	(養育者支援金事業について説明)
C 委員	島田市の対象世帯数は、何世帯ですか。
児童課	2世帯です。
C 委員	この制度を知らない人もいないのでしょうか。市民への周知をしていますか。
児童課	一年に一回、広報紙等でお知らせをしています。
B 委員	この制度は、市の単独事業ですか。
児童課	市の単独事業です。
児童課	<p>国の制度として、母子家庭や養育者に対して児童扶養手当が支給されていますが、父子家庭等の支給対象に含まれない世帯があることから、市の単独事業として、父子家庭等支援金の支給を平成16年度に開始しました。</p> <p>平成22年6月に児童扶養手当法の改正により父子家庭が児童扶養手当の支給対象となったことから、父子家庭等支援金制度を廃止することになりました。これに伴い、これまで父子家庭等支援金の支給対象となっていた世帯のうち、児童扶養手当の支給を受けられない世帯に対して、支援金を支給するものです。</p>
B 委員	父子家庭等支援金制度を実施することについての要望は、どこから上がってきたのですか。
児童課	市民から、母子家庭には支援があるのに父子家庭には支援が無いという声があり、実施することになりました。
A 委員	市単独の制度ということですが、手当の金額は、どのように決めたのですか。
児童課	これは、児童扶養手当の支給金額を準用しております。
会長	世帯の構成や状況が多様化していますので、行政側もこれに対応した支援をしていく必要があるということです。個人情報については、よろしいと思います。

事 務 局 課	局 課	(かわねっこ「友遊ひろば」事業について説明)
D	委 員	以前は、児童館との距離が離れた地区の児童が、児童館を利用することはほとんどなかったのですが、現在、児童館の利用者は多いのですか。
児 童 課	課	児童館は、川根小学校のすぐ近くにあるのですが、学校が終わった後、一度、家に帰ってきてから利用するというもので、遠方の児童は、なかなか利用することができないという声がありました。そこで、川根小学校校長と児童館職員が利用方法を協議し、実現したものです。現在、29人が登録をしており、毎日、10人程度が利用しています。近くに住む児童については、登録せずに利用しているという状態です。
D	委 員	学童保育というものは、島田市にはないのですか。
児 童 課	課	川根地区には、学童保育がありません。金谷地区にあります。有料です。児童館は、無料で利用できます。
D	委 員	川根地区でも、ほとんどのお母さん方は働いておられるので良い制度だと思います。
児 童 課	課	学童保育がないので、地域のふれあいを持ってないかということで、地域性を生かして作られた制度です。
D	委 員	各地域の児童数がとても少なくなっているから、このような制度が必要だと思います。
会	長	よろしいでしょうか。この件について、ご報告いただきました。
事 務 局	局	(建設工事審査・契約事務について説明)
会	長	これは、どこが管理することになるのですか。
事 務 局	局	審査、検査等については、契約検査課で実施しますが、個人情報の管理・保管は、各所管課が行うこととなります。
会	長	市民が個人情報の対象ということになるのですか。

事 務 局	建設工事の入札には、市外の業者も参加しますので、市民以外の情報を収集する場合があります。
B 委 員	従業員全員の情報を収集することになるのですか。
事 務 局	事業者が必要な資格、能力を持っていることを確認するためのものですので、監理技術者等の必要な人の情報のみを収集することになります。
B 委 員	事業者は、従業員の個人情報を提供することについて、従業員の同意をどのように得ているのでしょうか。
事 務 局	民間事業者も個人情報を保護しなければなりませんので、同意を得た上で提出していると判断しています。 また、工事監督員等については、実際に、本人が市に来庁し、書類の提出や工事の打合せを行いますので、問題ないかと考えています。
会 長	例えば、建築士が免許を取り消された場合、いずれ明らかになるとしてもタイムラグが生じますね。届出の時点では資格を持っていたのだけれど、実際には失っているというケースもあるのではないのでしょうか。そのようなことは、チェックをすることができるのですか。
事 務 局	その様な場合には申告が求められますので、受忍できないようなタイムラグがあれば契約違反になりますし、正統な理由による遅れであれば問題ない場合も考えられます。
会 長	それでは、この件についても承りました。 次に変更案件1件について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 市 民 安 全 課	(災害時要援護者台帳 (高齢者見守り台帳含む) 作業事務について説明)
B 委 員	町内会長や自治会長であっても台帳を見ることができるようになるということで、ありがたいと思っています。 民生委員については、災害時要援護者台帳を持っていないのですか。

市民安全課	現在、自主防災会長等と民生委員は、別々の台帳を持っているのですが、同じ台帳を持っていただきたいということで、昨年度から、同じ様式の台帳を配布しています。
A 委員	民生委員が12月1日に交代しているのですが、現在、私たちの地区では、誰が民生委員になったのか分からないという状況ですので、新しい民生委員について、広報を行った方が良いのではないのでしょうか。
C 委員	<p>前回の民生委員の改選の時には新委員を広報紙に掲載していますので、今回も掲載するのではないのでしょうか。</p> <p>各町内会で民生委員の紹介をしていただければ良いのですが、その様なことをしない場合には、誰が民生委員になったのか分かりませんので、広報紙に掲載することについて福祉課にお願いしていただけないのでしょうか。</p>
事務局	民生委員の決定が遅れている地区があると聞いております。新しい民生委員が全員決定した時点で、広報紙に掲載すると思いますが、このことについては福祉課に伝えておきます。
会長	<p>それでは、よろしいですか。承知いたしました。</p> <p>次に廃止案件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	(廃止案件について説明)
会長	廃止案件については、よろしいのでしょうか。それでは、廃止案件につきましても終了いたします。

○まとめ

新規審議案件2件について審議し、審議会として承認する。
 新規報告案件3件、変更案件1件、廃止案件2件について報告を受けた。

(2) 平成22年度第1回個人情報保護審議会の議事要録について

会長 | お気づきの点は、何かありますでしょうか。
 よろしければ、議事要録について承認いたします。

○まとめ

平成22年度第1回個人情報保護審議会の議事要録(案)について承認する。

(3) その他

次回の会議は、平成22年3月に開催する予定です。